

# 郵便のユニバーサルサービスに係る 課題等に関する検討会

## 現状と課題WGヒアリング資料

平成29年1月24日  
厚生労働省

関係省庁からの回答(全文) (平成28年10月17日 現状と課題等に関するWG(第3回)の「資料2-3」より抜粋)

担当省庁	厚生労働省
種類	第三種郵便物(心身障害者用低料第三種郵便物)、第四種郵便物(点字郵便物・特定録音物等郵便物)
1. 政策目的としての妥当性や必要性	<p>インターネットについては、音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、視覚障害者による情報のやり取りが可能となっているところであり、制度導入時から比べれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいます。</p> <p>一方で、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえ、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できず、従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていないと考えます。</p> <p>※ 身体障害者・身体障害児実態調査(平成18年)によると、視覚障害者の情報の入手方法について、ホームページや電子メールによる情報の入手が6.6%に留まっている。</p> <p>※ 視覚障害者総数31万5,500人のうち、60歳以上の者は78.7%である。(平成23年生活のしづらさに関する調査)</p> <p>また、心身障害者用低料第三種郵便物については、創設当初は、障害者基本法第23条の障害者等の経済的負担の軽減を踏まえ、第三種郵便物より低料な利用料としての措置が行われていたものと思われます。</p> <p>障害者が円滑に情報を取得するためには、国及び地方公共団体の情報提供の他、障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要なものとなっており、これに一定の配慮をして頂くことは重要であると考えています。</p>
2. 外部補助の検討可能など	<p>本制度については、国民の福祉の増進、障害者の情報保障という観点から、重要な制度であると考えておりますが、郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助にかかる予算措置をすることは困難です。</p>
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的実現への貢献度	<p>利用者のニーズについては、障害当事者や御省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの低料金ないし無料による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識しています。</p>
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置(予算、補助金、委託費等)	<p>当省においては、郵便制度ないし郵便物の発送に関する支援措置は、ございません。</p> <p>(第四種郵便物)</p> <p>1 措置内容:「視覚障害者用図書事業等委託費」の一部          視覚障害者用図書事業及び視覚障害児用図書事業(点字図書、録音図書等の製作のデジタルデータ化、様々な媒体(紙、CD等)での貸出)、視覚障害者行政情報等提供事業(国内外の障害保健福祉関連情報等を点字版や音声版の広報により提供)          予算額(平成28年度):1億2,138万円</p> <p>2. 措置内容:「高度情報通信等福祉事業費」の一部          視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業(視覚障害者がインターネットを利用し、自宅に居ながら、全国の点字図書館の蔵書、製作中図書の検索及び貸出予約等を行うことが出来る視覚障害者用図書情報ネットワーク「サピエ」を運営)、点字ニュース即時提供事業(視覚障害者に対して、日々の新聞ニュースを点字データのインターネット配信等により提供)          予算額(平成28年度):8,241万円</p>
5. その他	<p>今後の関係施策の検討にあたっては、本制度を利用する障害当事者からの意見も十分にお聞きいただくよう、ご配慮をお願いします。</p>

## 【第三種郵便物関係】心身障害者団体について

- 心身障害者団体については、法律上の定義はないが、昭和51年の課長通知（S51.1.20「郵便法及び郵便規則の一部改正について」（厚生省社会局更生課長・児童家庭局障害福祉課長・援護局庶務課長通知）により、心身障害者団体の証明にあたって、以下の事項を都道府県等に対して周知していた。
  - 心身障害者団体であることの認定の条件は、その団体の主たる構成員が心身障害者（児童又は知的障害者である場合はその保護者を含む）
  - 発行される定期刊行物は、心身障害者の福祉を図ることを目的としているものに限られるものであること。
  - 上記の審査にあたっては、会則、規約等のほか、過去2回程度の刊行物に基づき客観的に判断されたいこと。
  - 証明は、全国組織団体にあつては厚生省が、その他の団体にあつては、その主たる事務所を有する都道府県・指定都市・中核市・福祉事務所が行うこととすること。

## 【第四種郵便物関係】特定録音物等郵便物の発受施設について

- 特定録音物等郵便物の発受施設については、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設で日本郵便が指定するものに限るとされている。（内国郵便約款）
- 上記のうち、厚生労働省が所管する点字図書館及び点字出版施設は、身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設（注1）で、都道府県、市町村、社会福祉法人等が設置している。

点字図書館…視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出しその他利用に係る事業を主として行うもの（73施設 注2）

点字出版施設…視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物の出版等に係る事業を主として行うもの（11施設 注2）

注1 視聴覚障害者情報提供施設…点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設

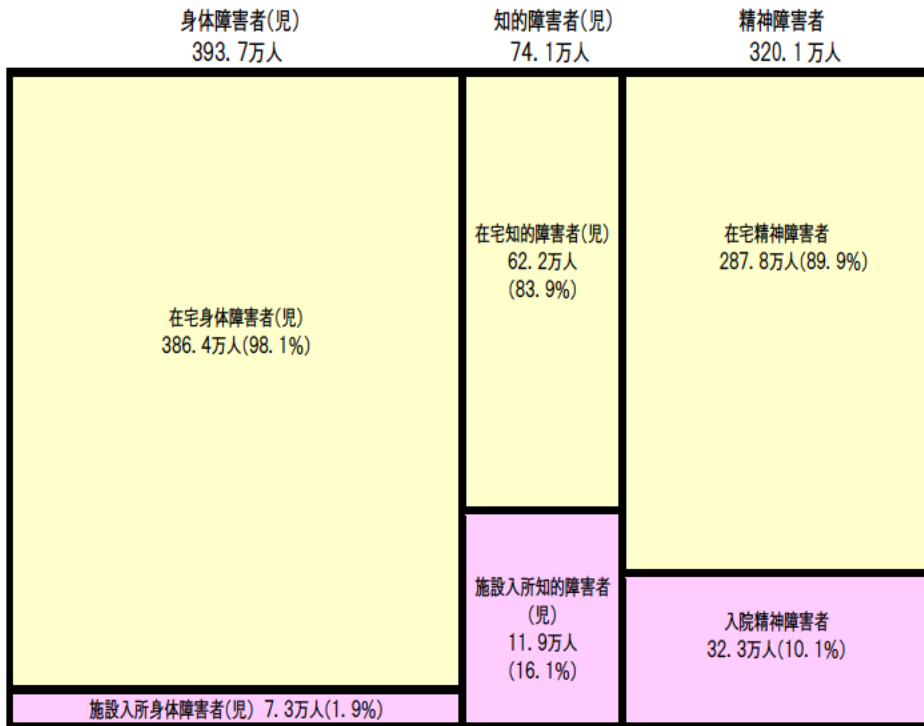
注2 施設数は平成27年社会福祉施設等調査報告

# (参考)障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人

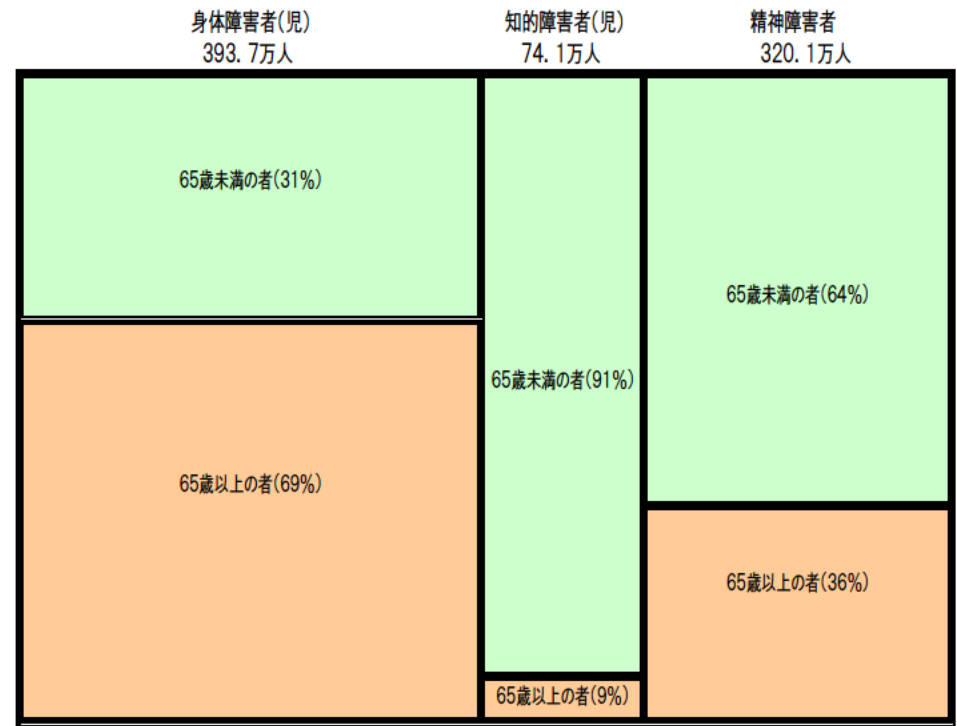
## (在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち在宅 736.4万人(93.5%)  
 うち施設入所 51.5万人(6.5%)



## (年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち65歳未満 50%  
 うち65歳以上 50%



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。